（恩給法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十条　施行日の前日において恩給法第七十五条第一項第一号に規定する扶助料について前条の規定による改正前の恩給法等の一部を改正する法律附則第十四条第一項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）の規定による加算の原因となる未成年の子がある場合における当該子に対する恩給法第七十五条第三項及び前条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律（以下この条において「新昭和五十一年恩給法等改正法」という。）附則第十四条第一項の規定の適用については、恩給法第七十五条第三項中「未成年ノ子」とあるのは「二十歳未満ノ子（婚姻シタル子ヲ除ク）」と、「ナキ成年ノ子」とあるのは「ナキ二十歳以上ノ子（婚姻シタル二十歳未満ノ子ヲ含ム）」と、新昭和五十一年恩給法等改正法附則第十四条第一項第一号中「である子」とあるのは「である子（十八歳以上二十歳未満の子（婚姻した子を除く。）にあつては重度障害の状態にある者に限る。）」と、同項第二号中「である子」とあるのは「である子（前号に規定する子に限る。）」とする。

第二十一条　たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第九号中「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律」に改める。

第四十条第一項中「未成年者」を「二十歳未満の者」に改める。

（児童虐待の防止等に関する法律の一部改正）

第二十二条　児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「。第十六条において同じ」を削る。

第十六条を削り、第十七条を第十六条とする。

第十八条の前の見出しを削り、同条中「（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「第十二条の四第二項（第十六条第一項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定により第十二条の四第一項」を「同条第二項の規定により同条第一項」に改め、同条を第十七条とし、同条の前に見出しとして「（罰則）」を付する。

第十九条中「（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）」を削り、同条を第十八条とする。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）

第二十三条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第五号を次のように改める。

五　未成年者

（公職選挙法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十四条　公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条及び第九条を次のように改める。

第八条及び第九条　削除

（罰則に関する経過措置）

第二十五条　施行日前にした行為及び附則第十三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
外務大臣　河野　太郎
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　齋藤　健
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年六月二十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第六十号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五条」を「第十五条の三」に改める。

第四条第二項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号として次の一号を加える。

一　公共施設等の整備等に関する事業における前条第一項の規定の趣旨に沿った民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用に関する基本的な事項

第三章中第十五条の次に次の二条を加える。

（解釈及び適用の確認等）

第十五条の二　公共施設等の管理者等（第二条第三項第一号に掲げる者を除く。第六項において同じ。）又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、その実施し、又は実施しようとする特定事業に係る支援措置の内容及び当該特定事業に関する規制について規定する法律（法律に基づく命令（告示を含む。）を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の解釈並びに当該特定事業に対する当該支援措置及び当該規定の適用の有無（次項及び第三項において「支援措置の内容等」と総称する。）について、その確認を求めることができる。

2　前項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認がその所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該求めをした者に回答するものとする。

3　第一項の規定による求めを受けた内閣総理大臣は、当該求めに係る支援措置の内容等の確認が他の関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。以下この項及び第八十五条において同じ。）の所掌する事務又は所管する法律に関するものであるときは、遅滞なく、当該関係行政機関の長に対し、その確認を求めるものとする。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、遅滞なく、内閣総理大臣に回答するものとする。

4　前項の規定による回答を受けた内閣総理大臣は、遅滞なく、その回答の内容を当該回答に係る第一項の規定による求めをした者に通知するものとする。

5　内閣総理大臣は、第二項の規定による回答又は前項の規定による通知を行ったときは、その内容を民間資金等活用事業推進委員会に報告するものとする。

6　第二項及び第四項に規定するもののほか、内閣総理大臣は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため、公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

7　内閣総理大臣は、前項の規定による助言を行うに際し必要と認めるときは、民間資金等活用事業推進委員会に対し、意見を求めることができる。

（報告の徴収等）

第十五条の三　内閣総理大臣は、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、実施方針に定めた事項その他の特定事業の実施に関する事項について、報告を求め、又は助言若しくは勧告をすることができる。

第二十三条に次の一項を加える。